

9条地球憲章の国際法上の意義づけー市民運動から国際立法へ
予告

佐々木亮

1月30日の研究会では、「～条約」や「～協定」「～憲章」「～宣言」など、多種多様な形で存在する国際法の中に、私たちが構想する「9条地球憲章」がどのように位置付く可能性があるのか、そのために、市民運動から発せられた声をどのように国際社会に届けることができるのかを考えたと思います。

たとえば、「国連憲章」「日米地位協定」「日米安全保障条約」は、いずれも国際法です。ところが、「市民憲章」や労働関係の「三六協定」は、国際法ではありません。では、国際法とは何でしょうか。また、私たちが構想する「9条地球憲章」は、国際法になるのでしょうか。…（1）

現代の世界では、（どの程度知られているかは別として）市民の声を国際社会に届ける仕組みが用意されています。2016年6月に国連人権理事会で採択され、昨年2月に総会承認された「平和に対する権利宣言」は、スペインの市民団体の10年以上にわたる運動が、身を結んだ結果です。また、2016年4月には、国連の表現の自由に関する特別報告者が来日しましたが、これも、日本の言論状況に危機感を抱いた市民の働きかけによって実現しました。さらに、本会のメンバーの中には、国連の子どもの権利委員会や女性差別撤廃委員会などに、NGOの立場で関与されている方もおられます。このように、国際社会に対して市民の声を届ける様々な手段が用意されています。では、「9条地球憲章」を真に「地球」憲章にするためには、そのような手段をどう活用することができるのでしょうか。…（2）

難しい話も出てくるかもしれませんが、上記の2点に論点を絞り、できる限り噛み砕いてお話します。皆さんと知恵を共有しながら、市民運動の中で醸成された声が、国際社会のコンセンサスとして結実するプロセスを描きつつ、「9条地球憲章」が秘める可能性を明らかにできればと思います。